



## 質問

管理組合は、個人情報取扱事業者として法令上どのような対応が求められますか。



## 回答

管理組合においては従来から個人情報を適正に取り扱っていれば大きな負担にはならないと考えられますが、例えば、管理組合で取扱う主な個人データの基になると考えられる「区分所有者届」や「居住者名簿」等の取扱いについては以下の点に留意が必要となります。

- ① 個人情報を集める際には予め「名簿を作成するため」等の利用目的を特定する。
- ② 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して「利用目的」「訂正等に関する問合せ先等」を明示（書面への記載等）する。
- ③ 個人情報を取扱う理事等及び名簿等を配布する場合の対象者に対して、盗難や紛失、転売したりしないよう注意を呼びかける等の安全管理措置を講じる。
- ④ 本人以外の者に個人情報を提供する場合は予め本人の同意を得る。  
なお、以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。
  - i. 警察からの照会など法令に基づく場合
  - ii. 災害発生時の安否確認など人の生命、財産を守る場合
  - iii. 名簿管理などの業務を委託先に提供する場合
- ⑤ 個人情報を委託先に提供する場合には委託先に対して適切な監督を行う。

なお、マンション標準管理委託契約第16条第2項では管理業者に対して「（略）組合員等に関する個人情報についてのその適正な取扱いの確保に努めなければならない」としていることから、これを以て名簿の整備を管理会社に委託する場合、個人情報の適切な管理を実施することについての「委託先への確認書面」と考えることができます。また、従来から求められていた「掲示物や議事録等への氏名記載要否」「管理費等滞納者情報の開示方法」等のプライバシーへの配慮や契約上の守秘義務についてはこれまで通り慎重な取扱いが必要となります。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。